

公 共 事 業 の 事 業 評 価 書

（ 農 業 農 村 整 備 事 業 等 補 助 事 業 の 完 了 後 の 評 価 ）

平 成 1 7 年 3 月

農 林 水 産 省

1 評価の対象とした政策

事業完了後、原則としておおむね 5 年を経過した補助事業地区のうち、事業主体の協力を得られた次の地区を対象として、完了後の評価を実施した。

事業名	評価実施地区数
かんがい排水事業	27
ほ場整備事業	41
土地改良総合整備事業	10
畑地帯総合整備事業	10
畑地帯開発整備事業	2
農道整備事業	18
農業集落排水事業	35
農村総合整備事業	18
農村地域再編整備事業	3
農村地域環境整備事業	10
中山間総合整備事業	16
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	12
農地防災事業	38
農地保全事業	20
農村環境保全対策事業	9
海岸保全施設整備事業（農地）	6
海岸環境整備事業（農地）	1
公有地造成護岸等整備統合補助事業（農地）	1
草地畜産基盤整備事業	8
畜産環境総合整備事業	4
合 計	289

2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

本評価は、各地方農政局（北海道については農村振興局及び生産局、沖縄県については沖縄総合事務局。以下同じ。）において、平成 16 年 4 月から平成 17 年 3 月までの期間に実施した。
各事業ごとの評価担当、及び各地方農政局における担当窓口は、別添 3 に示すとおりである。

3 評価の観点	
評価に当たっては、必要性、効率性及び有効性の観点から、事業の目的や内容が妥当であったか、事業の実施により費用に見合った事業効果の発現が認められたか、事業計画に対する達成状況はどうか等を点検し総合的に評価を実施した。	
4 政策効果の把握の手法及びその結果	
政策効果については、事業主体から提供のあった評価に関する基礎資料等をもとに、「農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領」に基づき、事業実施のもたらす効果について点検を行い、その結果については、評価結果（別添１）のとおりである。 なお、本年度は、昨年度の評価結果を踏まえ、評価方法の改善等の検討について、食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会企画小委員会において調査審議を行った上で評価を行った。	
5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	
各地区ごとの評価及び各事業ごとの評価に際しては、各地方農政局ごとに学識経験者で構成する事業評価第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）を設け、専門的見地からの意見を聴取し、客観性及び透明性の確保を図った。 各事業ごとの第三者委員会の意見は、評価結果（別添１及び別紙）のとおりであり、各第三者委員会の委員構成は、別添３のとおりである。 なお、第三者委員会の議事概要等については、各地方農政局のホームページにおいて掲載している。	
6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	
評価を行う過程において使用した資料は、事業主体より収集した個別地区の資料、評価地区別資料等であり、これらの閲覧及び本評価結果に関する問い合わせ先は、別添３に示すとおりである。	
7 評価の結果	
評価の対象とした事業地区及び各事業ごとに評価を実施したところ、事業の内容がおおむね妥当であるとともに、事業目的に応じた効果の発現が認められたところであり、各事業ごとの評価結果については、別添１のとおりである。	

評 価 結 果

事業名	かんがい排水事業	対象地区数	27地区
〔評価結果〕 ・ 本事業の実施により、円滑な排水や用水の安定供給が可能となり、収益性の高い新たな作物の導入や単位あたり収量の増加が図られた。 ・ 本事業の実施による排水改良を通じ、湛水被害の解消や農地の汎用化が図られ、農業生産の安定と効率的農業経営の展開が可能となり、水田農業の持続的発展に大きく寄与している。 ・ 水路の整備により、土砂上げ等の通常の維持管理が容易になり、維持管理に要する費用の節減が図られた。 ・ 水路の安定通水が可能となり、地域の防火用水や環境用水としての機能が高まった。 ・ 本事業により整備された施設は町や土地改良区により適切に管理されている。 ・ 整備された施設を継続的に維持管理していくためには、農家戸数の減少や高齢化の進行等を踏まえ、耕作者のみならず地域住民が一体となった管理体制を構築していく必要がある。 （第三者の意見） ・ 事業目的に応じた効果の発現が認められる。 ・ 農業水利施設整備を行うにあたっては、農業者のみならず、地域住民が管理しやすい整備が望まれることから、地域住民の意見を反映させる必要がある。 ・ 地域住民の維持管理への参加事例を評価し、それらをPRしていくことが、事業実施後の地域住民を含めた維持管理体制の整備につながると考える。 ・ 動植物などの生息環境や景観に対するマイナス効果も評価する必要がある。 ・ 計画時点に対して、効果の要因がどのように変化したのか、より定量的に評価する必要がある。			

評価結果

事業名	ほ場整備事業	対象地区数	41地区
〔評価結果〕 ・ほ場の大区画化を契機として、稲作を中心とした農作業の効率化及び生産コストの低減等が図られている。 ・ほ場の大区画化や水田の汎用化等により、作業の効率化や転作作物の導入等による経営の多様化など、効率的な複合経営の確立が図られている。 ・事業実施を契機とした担い手への農地の利用集積の促進や認定農業者数の増加が図られている。 ・換地手法を活用した非農用地の創設など非農業的土地利用との調整が適切に行なわれ地域の土地利用秩序が保たれるとともに、整備された道路は、生活用道路として地域住民の通学・通勤にも利用され、生活環境の利便性向上に寄与している。 ・ほ場整備により耕作放棄地が減少し、優良農地が確保されるとともに、良好な田園景観の形成がなされている。 ・整備された用排水路及び農道等は、土地改良区及び市町村等において適切に管理されている。 （第三者の意見） ・事後評価結果は妥当と認められる。 ・農業生産性の向上、農業構造の改善及び非農業的土地利用との適切な調整などの効果の発現が確認された。 ・今後は、更なる生産性の向上を図るため、担い手への農地の利用集積や営農組織による作業の受委託面積をより一層拡大することが望まれる。 ・地域住民の維持管理への参加事例等を評価し、それらをPRしていくことが事業実施後の地域住民を含めた維持管理体制の整備につながると考える。			

評 価 結 果

事業名	土地改良総合整備事業	対象地区数	10地区
〔評価結果〕 ・地区内のほ場整備の状況(水準)に応じて、必要となる整備(区画整理、用排水施設整備、農道整備)を実施したことにより、地区全体の整備水準が一体的に向上し、効率的な農業生産が可能となっている。 ・事業の実施を契機に、水田の汎用化が促進され、大豆を主体とした多様な畑作物の導入が促進されるなど新たな営農の展開が図られている。 ・排水の改良及び用水の確保により、施設野菜の栽培面積の拡大や新たな転作作物の導入が可能となり、担い手への農地の流動化も図られている。 ・事業実施を契機とした担い手の育成が図られている。 ・事業の実施後は、大型機械の導入による農作業の効率化が図られるとともに、用排水路の維持管理に要する時間が縮減されるなど、営農の効率化が促進されている。 ・農業用排水路の整備による維持管理の軽減や、水管理の効率化により、農業経営の安定化が図られている。 ・整備された用排水路及び農道等は、土地改良区及び市町村等において適切に管理されている。 （第三者の意見） ・事後評価の結果はおおむね妥当であると認められる。 ・事業の目的に応じた効果の発現が認められる。 ・機械の利用組合の活動が拡大されるとともに、担い手への農地の集積が図られたことにより、農業経営の安定、農業構造の改善などの効果の発現が確認された。 ・今後とも、生産組織の強化や若い世代の担い手育成を図り、営農の持続的な発展に努められたい。			

評 価 結 果

事業名	畑地帯総合整備事業	対象地区数	10地区
〔評価結果〕 ・畑地かんがい施設等が整備されたことにより、農産物の品質向上や労働時間の大幅な短縮が図られているほか、新たな作物の導入が可能となった。 ・区画整理を行うことにより、優良農地が確保され、計画的な作付け、大型農業機械の導入が促進され、農作業の省力化や労働時間の短縮が図られている。 ・農作業の受委託組織化や畜産組織からの労働提供、農作業調整等の活動が行われるようになっていく。 ・排水路の整備、農地保全工による降雨時の河川への表土流出の減少や堆肥製造施設の整備により、水質への影響が軽減された。 ・農地利用集積、新規就農対策や受委託組織化など、担い手の育成確保に向け、関係機関が一層連携し、地域農業振興を図ることが望まれる。 ・土地改良施設の維持管理に当たっては、土地改良区を中心に地域住民を含めた対応が望まれる。 （第三者の意見） ・事後評価結果は妥当と認められる。 ・畑地かんがい施設や農道が整備され、農産物の品質向上や労働時間の短縮が図られ、農業生産の拡大に貢献していると認められる。 ・本事業の実施により機械の導入が可能となり、作業の省力化が図られるとともに、畑かんの実施により収益性の高い作物の導入も見られる。 ・本事業の実施にあたっては、今後も環境に配慮した取組が望まれる。			

評 価 結 果

事 業 名	畑地帯開発整備事業	対 象 地 区 数	2 地区
〔 評価結果 〕 ・ 本事業の実施により、農家の経営規模拡大や新規作物が導入されるなど、畑作の営農振興が図られた。 ・ 農地の造成、汎用化及び農道等の整備により、生産量の増加や品質の向上、作業の効率化が図られた。 ・ 本事業で暗渠排水等を整備したことにより、ほ場の排水能力が改善され、降雨後の速やかな機械作業が可能となった。 ・ 複合経営の導入による農業経営の安定や本事業を契機に規模拡大を図った農業生産法人による新規雇用の確保など、地域の活性化にも寄与している。 ・ 整備された施設は、管理主体により適切に管理されている。 （ 第三者の意見 ） ・ 事後評価結果はおおむね妥当であると認められる。 ・ 事業目的に応じた効果の発現が認められる。 ・ 今後とも栽培技術の向上と省力化を図り、農業経営の安定に努められたい。			

評 価 結 果

事業名	農道整備事業	対象地区数	18地区
〔評価結果〕 ・輸送車種の大型化への更新並びに通作や輸送時間の短縮が図られた。また、農作物の集出荷等の効率化が図られるなど、営農条件が大幅に改善された。 ・農家の経営面積の規模拡大に貢献している。 ・農家の農業所得等で県平均より高水準に位置している。 ・耕作放棄の発生が抑制され、農道沿いの優良農地の保全に寄与している。 ・公共施設や大型商業施設へのアクセスが改善され、生活上の利便性が向上した。 ・農道沿いに地元産品の直売所の整備がなされた。 ・整備された農道は管理主体により適切に管理され、草刈り等は受益者が行なっている。 ・地域内で発生した堆肥の運搬量が増加し、地域資源の有効活用が図られている。 ・生活道路や通学路としても利用されており、農業従事者及び歩行者・自転車走行の安全対策が望まれる。 （第三者の意見） ・本事業の実施により、農産物の輸送効率の向上が図られるなど、営農条件が大幅に改善されたほか、地域の生活道路の利便性向上などの効果が認められる。 ・今後とも歩行者などへの安全性の確保に留意することが望まれる。 ・今後とも適切な維持管理を行い本農道が十分に活用されることが望まれる。 ・農産物の流通経路が確立され、地域の農業振興に寄与していること及び生活環境整備にかかわる効果は評価できる。地域の特性を生かした農業振興を要望する。特に中山間地域など条件不利地域では、地域全体の農業振興、生活環境整備へと結び付けていくことがより一層必要である。			

評 価 結 果

事業名	農業集落排水事業	対象地区数	35地区
〔評価結果〕 ・ 本事業の実施により、トイレや風呂、台所等の水周りが整備され、生活環境の改善が図られている。 ・ 農業用水の水質がきれいになったことにより、農作物の生産被害の防止、及び営農作業の効率化、及び省力化に寄与している。 ・ 農業集落排水汚泥のリサイクルがなされており、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に貢献している。 ・ 生活排水処理施設の整備により、地域の活性化に寄与するとともに、施設の管理を通じて地域コミュニティの発展に寄与している。 ・ 水質汚濁負荷の軽減が図られ、ホタルが繁殖するようになった地区も見受けられる。 ・ 施設の維持管理は、市及び町において適切に行われている。 ・ 課題として、健全な運営管理・築造した施設の有効活用の面から、更なる接続率向上に向けた対策が望まれる。 （第三者の意見） ・ 排水処理施設が整備され、農業用水の水質改善及び農村の生活環境の向上が図られていると認められる。 ・ 本事業のより一層の推進と未加入者の接続率向上の取組が望まれる。 ・ 農村の住環境の改善、河川などの流水域の水質汚濁防止や汚泥のリサイクルなど循環型社会の構築に寄与していることは評価できる。 ・ 引き続き集落排水施設への未接続世帯について、利用の啓発に努められたい。 ・ 本事業の実施により、農業用排水の水質保全・農業用排水施設の機能維持・農村生活環境の改善・公共用水域の水質保全に大きく寄与している。 ・ 受益者のみならず、地域全体の水質浄化や資源循環に資することを評価する必要がある。 ・ 公共下水道との比較による評価をする必要がある。 ・ 評価データに基づく事後評価結果は妥当と認められる。 ・ 農業集落排水の汚泥の再資源化を図っていく必要がある。			

評 価 結 果

事業名	農村総合整備事業	対象地区数	18地区
〔評価結果〕 （農村総合整備事業） ・ほ場整備、農業用排水路の生産基盤の整備により、機械化による効率的な営農が可能となった。このため、ほ場整備5haのうち概ね4haを作業受託組織による集落営農が可能となった地区や、汎用化された水田を活用した畑作物の栽培が活発化され生産組織の育成が図られた地区等が見受けられる。 ・農業集落道の整備により、集落内の交互交通が容易になるなど利便性が向上。また、消防車など緊急車両が集落内まで進入できるようになったため、集落の安全性の向上が図られた。 ・地域住民の健康管理や憩いの場として農村環境改善センターの整備を行った結果、施設利用率が計画よりも高く、健康管理への意識向上が図られた地区も見受けられる。 ・農業生産基盤及び農村生活環境基盤を整備し、農業従事者の高齢化・後継者不足対策として、営農組織等により作業受委託を行うことや、1ターン者等の新規就農者育成により農業生産活動が維持され、活力ある農村地域の発展に寄与している。 （集落環境基盤整備事業） ・体験農園等交流施設整備や集落水辺環境整備等の整備により、地域内の交流や都市農村交流が推進されている。 ・農村生活環境の整備により、水と緑があふれる豊かな農村空間が形成されている。 ・本事業以外にも、農産物直売所における新鮮な農産物の提供などの取組も行われており、都市住民の憩いの場、都市農村交流の場等としての多様なニーズに応える農村地域となっている。 ・以上のことから、農業生産基盤の整備と併せて都市と農村の交流促進のための条件整備等の農村生活環境の整備を事業内容とする集落環境基盤整備において、地域内の交流や都市農村交流が推進され、多様なニーズに応える農村としての役割を果たしていることから、本事業の目的に沿った効果が発揮し、現在における都市と農村の共生・対流の先駆けとなったのではないかと考えられる。 （第三者の意見） （農村総合整備事業） ・事業の意義や農業生産基盤に係る効果と農村生活環境基盤整備に係る効果を、地元の農業者や地元周辺の非農業者及び広範囲の市民・国民に認知されるよう、より一層の努力が必要である。 ・中国四国農政局が取りまとめた評価データに基づく事後評価結果は妥当と認められる。 ・ほ場、用排水路等の農業生産基盤や、営農飲雑用水施設等の生活環境基盤が整備され、農業生産の維持・発展や農村の生活環境の向上に貢献していると認められる。 （集落基盤整備事業） ・事後評価結果はおおむね妥当と認められる。			

評価結果

事業名	農村地域再編整備事業	対象地区数	3地区
〔評価結果〕 ・事業実施により、大型機械の導入が可能となり営農労力の低減が図られるとともに、担い手への農地の利用権集積が進んでいる。 ・事業実施により創設された非農用地を宅地用地に利用し、新規住民を受け入れるとともに、集落道路の整備、農村公園等の整備により、地域の活性化に寄与するなど、事業目的に応じた効果発現が見られる。 ・用排水路、農道整備により、生産性の向上が図られている。 ・集落排水施設により、集落内の水質が良くなり農村環境の保全、及び農村の生活環境の向上が図られている。 ・用地整備、交流施設により、地域全体の活性化が図られた。 ・整備された施設は適切に維持管理されている。 （第三者の意見） ・事業目的に応じた効果の発現が認められる。 ・なお、農地の利用権集積を進めるとともに、整備された施設を活用して活力ある地域づくりに努められたい。 ・地域農業の振興方向や将来像との関係性を評価に反映する必要がある。			

評 価 結 果

事業名	農村地域環境整備事業	対象地区数	10地区
〔評価結果〕 ・経年変化により老朽化した用排水路や貯水池等の農業水利施設の補修、湖岸や法面保護工等の整備を通じて農業水利施設が適切に保全され、用水の安定取水が確保されている。 ・造成された施設は、農業用水路の機能を保ちながら、親水・景観施設として子どもから老人まで幅広く地域の人々にも利用され、安らぎやゆとり、うるおいを与えており、地域用水機能が発揮されている。 ・毎年施設の維持管理に多大な労力と費用を要していたが、護岸や管理用道路等の整備により負担軽減が図られている。 ・施設の有する機能の保全・発揮を図るため、地元が組織する管理組合により適切な維持管理が実施されている。 ・地域住民等も含めたより効果的・効率的な保全管理活動の促進を図ることが望ましい。 （第三者の意見） ・事後評価結果はおおむね妥当であると認められる。 ・本事業により農業水利施設機能の維持、生態系の確保、親水空間の確保などの効果の発現が確認され、また、町民一体となった施設の維持・管理体制が構築されている。 ・産業的な効果と多面的機能に係る効果が広く認知されるよう、より一層の努力が必要である。施設の有する機能の維持、増進のため行政機関と地域住民が一体化して地域活性化に努めることを要望する。			

評 価 結 果

事業名	中山間総合整備事業	対象地区数	16地区
〔評価結果〕 ・ほ場整備や農道などの農業生産基盤を整備することで、営農の機械化による作業の効率化、耕地の汎用化による農作物の生産量増や品質の向上などが図られている。 ・農業生産基盤の整備に伴い、農地の利用集積、農業法人による作業受託又は新規就農者や認定農業者の増加などにより、優良農地の確保、耕作放棄地の拡大防止に寄与している。 ・事業実施後、集落機能の保全や生活環境の向上がみられるほか、特産品の開発及び体験農園などを活用したグリーンツーリズムの取組が盛んになり、新たな都市住民との交流活動が行われ、中山間地域の活性化に寄与している。 （第三者の意見） ・本事業等の実施によりイチゴのハウス栽培、雪室での高付加価値化、体験農園、新商品開発、グリーンツーリズムなど地域で多様な活動が展開された。また、地区への入込者数が大幅に増加し、都市、農村交流による農村の活性化の効果などの発現が確認された。 ・本事業のほ場整備や農道等の一体的な整備により、営農の機械化、生産量の増加、品質の向上及び作業の効率化が図られており、また、農業集落道、農村公園等の生活環境基盤の整備により、集落の生産・生活活動が活性化するなどの効果が認められる。 ・このことから、事後評価結果は妥当と認められる。 ・施設整備を行うに当たっては、農家者のみならず、地元住民が管理に参加しやすい整備が望まれていることから、整備に当たっては、どのような水準によって行うか、地域住民の意見を反映させる必要がある。 ・地域住民の維持管理への参加事例等を評価し、それらをPRしていくことが、事業実施後の地域住民を含めた維持管理体制の整備につながると考える。 ・さらなる地域の活性化のためには、ハードとソフトとの連携が重要であり、地域特性に応じつつ、本事業制度の活用が望まれる。 ・中山間総合整備事業のように複数のメニューを総合的に行う事業においては、そのメリットとして農業生産面、生活環境の改善や地域の活性化に資することなどを総合的に評価する必要があると思われる。 ・中山間総合整備事業を評価するに当たっては、農村景観の保全についても評価すべきである。			

評価結果

事業名	農林漁業用揮発油税財源身替 農道整備事業	対象地区数	12地区
〔評価結果〕 ・通作や農産物輸送の時間が短縮されるとともに、輸送・通作車両の大型化が可能となった。 ・町として家畜排せつ物のリサイクルによる循環型社会の構築を目指しており、堆肥の輸送面での利用促進に寄与している。 ・近隣集落の通勤などの生活道路としても利用されており、生活の利便性が向上した。 また、災害時の緊急車両通行のための道路としても利用され地域に貢献している。 ・輸送形態が改善され、近隣にある養鶏場の経営規模（飼育数）が拡大している。 また、農道沿いに工場が建設され、雇用の増進に貢献している。 ・周りの景観になじむよう、現場で発生した自然石を利用した石積等を実施し、環境との調和に配慮した整備が図られている。 （第三者の意見） ・地元住民が草刈り等を実施しており、農道整備が地域の活性化につながっていると考えられるので、地域づくりという点からも評価すべきである。 ・農道整備を行うにあたっては、農業者のみならず、地元住民が管理に参加しやすい整備が望まれることから、整備にあたってはどのような水準にて行うのか、地域住民の意見を反映させる必要がある。 ・地域住民の維持管理への参加事例等を評価し、それらをPRしていくことが事業実施後の地域住民を含めた維持管理体制の整備につながると考える。			

評価結果

事業名	農地防災事業	対象地区数	38地区
〔評価結果〕 ・本事業により、農地・農業用施設等の洪水被害がなく、農業生産の維持および農業経営の安定が図られている。 ・本事業によるため池の改修により堤体の安全性はもとより、下流域住民の安全や用水の安定供給も確保されている。 ・災害を未然に防止することにより国土保全にも繋がった。 ・用水の安定的な供給が可能となり、作物選択自由度が高まった。 ・整備された施設を今後継続的に維持管理していくためには、地域住民が一体となった取り組みが必要である。 ・農業従事者の高齢化が見られることから、今後も維持管理体制を整えつつ、事業により整備された施設を適切に管理していくことが重要である。 ・ため池の堤体が改修されたことにより、堤体法面保護工等により堤体の草刈り等の管理労力が軽減されている。また、ため池周辺は遊歩道や親水施設が整備されており、水辺空間を活用して地域住民の憩いの場として利用されている。 ・事業の実施により、農地・農業用施設等に被害は発生していない。 ・事業により整備された施設は、施設管理者により適切に管理されている。 （第三者の意見） ・事後評価結果は妥当と認められる。 ・本事業の実施により自然災害による農用地及び農業用施設の被害が未然に防止されていると確認された。 ・受益者のみならず、地域全体ひいては国土保全に資することを評価する必要がある。 ・施設整備を行うにあたっては、緑地帯を設けるなど、農業者のみならず、地元住民が管理に参加しやすい整備が望まれることから、整備にあたっては、どのような水準にて行うのか、地域住民の意見を反映させる必要がある。 ・地域住民の維持管理への参加事例等を評価し、それらをPRしていくことが事業実施後の地域住民を含めた維持管理体制の整備につながると考える。 ・ダムやため池は貴重な農業用水源であると同時に、親水空間の提供や生態系保全等の役割を果たす地域の重要な資産であり、地域住民が一体となって管理するなどの体制作りが求められたい。 ・事業目的に応じた効果の発現は認められる。整備された施設の適切な管理により地域の防災効果が発揮されることを要望する。農業生産の安定化のみならず、国土及び環境保全といった目的も踏まえた事業計画の樹立が必要である。 ・ため池の多面的機能についても評価する必要がある。 ・ため池等整備事業により環境などを壊してきた面もあることから、マイナス面も評価する必要がある。 ・地域住民との協働の試みについて、積極的に評価する必要がある。 ・ため池等の農業水利施設が整備され、農業災害の防止と安全・安心な地域社会の形成に貢献していると認められる。 ・本事業の実施により、農地・農業用施設等の被害が発生していないことは評価できる。 ・本事業の実施にあたっては、今後も環境に配慮した取り組みが望まれる。 ・事業完了後は護岸の崩壊もなく被害も皆無であることから、本事業の目的は十分に達成されていると認められる。 また、河床は自然石を使用した護床で整備が行われており、魚類等の生息環境の保全等に寄与している。			

評価結果

事業名	農地保全事業	対象地区数	20地区
〔評価結果〕 ・従前は農地、農業用施設、農作物が被災を受けていたが、対策工事の実施により保全施設の被害が防止されている。 ・事業実施後、地すべり災害の発生はなく、農業生産の維持及び農業経営の安定が図られ国土保全を果たしている。 ・本事業による農地の整備により、石れきによる農耕の支障が解消された。 ・本事業の実施により、農地の侵食や表土流出の被害は発生していない。 （第三者の意見） ・受益者のみならず、地域全体ひいては国土保全に資することを評価する必要がある。 ・本事業の実施により、農地の侵食や表土流出の被害が発生していないことは評価できる。 ・台風常襲地帯や特殊土壌地帯においては、本事業による特殊土壌保全対策が重要である。 ・排水施設を改良したことに伴い、雨水による土壌侵食が抑制された。 ・農地の土壌肥料の流亡が防止され作物生産が増収した。 ・地域の安定した農業経営を持続させていくために、整備された施設の機能を保全するための継続的な維持管理が必要である。			

評価結果

事業名	農村環境保全対策事業	対象地区数	9地区
〔評価結果〕 ・事業の実施により、機能低下した施設の復元がなされ、地盤沈下による被害の解消が図られた。 ・事業の実施により、水質汚濁の防止並びに堤防からの溢水防止が図られ、地域の総合的な防災安全度が向上した。 ・排水路の改修により地区内の流出量に対する通水能力が確保されたことから、事業完了後は計画どおりの排水機能が発揮されており、湛水被害の防止が図られた。 ・事業の実施により、蓄積されたカドミウムによる土壌汚染が改善され、農業被害が防止された。 ・地盤沈下は鎮静傾向にあるが、今後とも継続してその動向を監視していく必要がある。 ・都市化の進展等に関連して、農業用水としての水質の動向を注視していくことが重要である。 （第三者の意見） ・事後評価結果は妥当と認められる。 ・事業目的に応じた効果の発現が認められる。なお、地盤沈下対策事業にあっては、地盤沈下の状況について継続的な観察に努め、必要があればその対策について検討されたい。また、農村地域環境保全整備事業にあっては、今後とも水質の状況を注視し、必要に応じ水質の維持・改善等に向けた取組を検討されたい。 ・事業目的に応じた効果の発現は認められる。事業が長期化傾向にあることから、今後事業を進めるに当たり、地区の範囲設定の検討や他機関・地元との調整の徹底が必要である。 ・動植物などの生息環境や景観に対するマイナス効果も評価する必要がある。			

評 価 結 果

事 業 名	海岸保全施設整備事業（農地）	対 象 地 区 数	6 地区
〔評価結果〕 ・ 本事業による海岸保全施設の整備により、事業実施前に発生していた被害が解消され、農業生産の維持及び農業経営の安定が図られている。 ・ 事業の実施により、災害の未然防止が図られている。 ・ 波浪による堤防劣化の進行度合を注視していくことが重要である。 ・ 事業により整備された施設は、海岸管理者により適切に管理されている。 （第三者の意見） ・ 事後評価結果は妥当と認められる。 ・ 本事業の実施により、高潮等による農地、家屋及び公共施設等への被害が発生していないことは評価できる。 ・ 最近のスマトラ島沖地震による甚大な津波被害の発生を踏まえ、海岸周辺地域における危機管理対が求められており、本事業においても、今後、津波に対する対策が望まれる。			

評 価 結 果

事 業 名	海岸環境整備事業（農地）	対 象 地 区 数	1 地区
〔評価結果〕 ・ 本事業により海岸環境が整備されたことによって、農業災害が防止されるとともに、周辺地域住民の憩いの場や観光資源として利活用されている。 （第三者の意見） ・ 事後評価結果は妥当と認められる。 ・ 海岸環境施設が整備され、農業災害の防止と海岸環境の向上に貢献していると認められる。			

評 価 結 果

事業名	公有地造成護岸等整備統合補助事業（農地）	対象地区数	1地区
〔評価結果〕 ・堤防等の海岸保全施設の整備によって、農業災害が防止されるとともに多目的広場用地が確保され、海岸の利用者の利便性向上に寄与している。 （第三者の意見） ・事後評価結果は妥当と認められる。 ・堤防等の海岸保全施設が整備され、農業災害の防止と公共施設用地の確保が困難な地域における公共施設用地の確保に貢献していると認められる。			

評価結果

事業名	草地畜産基盤整備事業	対象地区数	8地区
〔評価結果〕 ・ 本事業の実施により、飼料基盤の整備、家畜飼養施設等が整備され、粗飼料生産量が増加し、飼料自給率の向上が図られるとともに、飼養管理の合理化が図られ、飼養頭羽数の規模拡大が図られた。 ・ 家畜排せつ物は、たい肥化し、水田等への還元がなされ、地域の環境保全型農業の推進に寄与している。 ・ 低利用地が飼料基盤の農地として利用されたことにより、国土保全等の多目的機能が維持された。 （第三者の意見） ・ 事後評価結果は妥当と認められる。 ・ 本事業の実施により、粗飼料生産の基盤や家畜飼養施設、更にたい肥センターが整備され、飼養頭羽数の拡大、飼料自給率の向上、事業参加者の経営基盤強化、飼養管理の合理化、生産性の高い経営体の育成が図られている。また、家畜の糞尿はたい肥となって農地還元され、循環型社会の構築に寄与するなどの効果が確認された。 ・ 受益者のみならず、地域資源、地域環境の維持保全等にも寄与していることを評価する必要がある。 ・ 家畜の安定かつ持続的な経営を図るためにも、畜産基盤の整備を推進し、生産コストの低減を図ることが望まれる。			

評価結果

事業名	畜産環境総合整備事業	対象地区数	4地区
〔評価結果〕 ・ 本事業の実施により、事業参加畜産農家の家畜飼養頭羽数の増加を通じた所得の向上、飼料作物の作付面積の増加、草地等生産力の向上及び牧養力の改善、並びに耕畜連携体制の整備による資源循環型農業の推進など農業生産面での向上が図られた。 ・ 家畜排せつ物処理施設の整備によって、地域住民の苦情が減少し生活環境の改善が図られるとともに、都市と農村の交流が活発化した。 ・ 家畜ふん尿の適切な管理が行われた結果、汚水の地下浸透や河川への流入防止が図られた。 （第三者の意見） ・ 事後評価結果は妥当と認められる。 ・ 本事業は、地域環境の保全に貢献していることから更なる事業推進を図られたい。 ・ 受益者のみならず、地域資源や地域環境の保全への寄与を評価する必要がある。 ・ 畜産部門の生産額が増大し、畜産経営による環境汚染が低減していることは評価される。耕畜連携等の推進を通じて地域全体の農業振興へ結びつけることが必要。 ・ 粗飼料生産基盤や地域住民を対象としたふれあい施設の整備を通じて、都市と農村の交流の活性化に貢献していると認められる。 ・ 草地等の生産力向上、林野等未利用資源の畜産的利用により、家畜飼養頭数の増加や飼料基盤に立脚した安定的な畜産が行われている。			

(別紙)

事後評価制度に関する第三者の意見

(第三者の意見)

- ・ 補助事業の事後評価の実施に当たっては、事業実施主体の協力を得つつ、公平性、客観性等に配慮すべきであり、評価地区の選定などにも留意する必要がある。
- ・ 今後の事業のあり方に反映させていくためにも、良い事も悪い事も盛り込まれる事後評価の内容となるよう、事業実施主体の積極的な協力が望まれる。
- ・ 具体的なデータによる事業計画との比較や想定外の農業効果及びそれ以外の波及効果の検証、問題点の具体的な指摘など、国が行う事後評価の目的に沿った事後評価手法の改善やそのためのシステムの構築に努められたい。
- ・ 事業の実施により農業生産面、社会生活面、自然環境面のそれぞれに生じる効果やメリットを分かりやすく整理・評価する必要がある、事業名についても国民の理解を得る観点から、分かりやすいものとするのが望まれる。
- ・ 各事業の特性を考慮した評価項目を設定するとともに、住民参加状況を踏まえた評価を図ることが望まれる。
- ・ 農業・農村における多面的機能の更なる発揮を図るため、今後一層、時代の要請に対応した施策の取組み（景観、地域活動等）とその評価手法の拡充が望まれる。
- ・ 効果の発現状況だけでなく、事業実施のプロセスを評価することで、その効果の発生要因が明らかになり、今後の事業実施に反映され则认为る。
- ・ 事業制度の改善を検討するという観点から、本評価制度については、事業種ごとの評価に重点をおいて評価結果を事業制度の改善に反映されたい。

農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価 第三者委員会委員名簿

別添 2

局 名	氏 名	専門分野	所 属
農村振興局 生産局	井上 尚史 熊谷 徹明 長澤 博 中嶋 ひろし やまがみ じゅうきち 山上 重吉	農業土木 経 済 農業土木 農 学 環 境	北海道大学大学院農学研究科助教授 北海道経済連合会事務局次長 北海道大学大学院農学研究科教授 北海道大学北方生物圏フィールド科学センター教授 専修大学北海道短期大学環境システム科教授
東北農政局	石川 敬義 加藤 徹 木村 伸男 佐藤 照男 はせがわ あきら 長谷川 明	経 済 農業土木 農業経済 農村環境 環 境	(株) 荘銀総合研究所理事長 宮城農業短期大学農業土木科教授 岩手大学農学部教授 秋田県立大学短期大学部教授 八戸工業大学工学部教授
関東農政局	浅井 喜代治 川口 良子 木宮 健二 斉藤 秀生 藤原 倂子 牧 恒雄	農業土木 地域づくり 農業経済 環 境 水 環 境 農業土木	三重大学名誉教授 (株)川口建築都市設計事務所専務取締役 学校法人 常葉学園理事長 (財) 自然環境研究センター上席研究員 NPO法人 水のフォルム理事長 東京農業大学地域環境科学部教授
北陸農政局	安藤 三子 小川 弘 小林 則幸 小林 雅裕 丸山 利輔 三沢 眞一	地域振興 経 済 地方行政 農業経済 農業土木 環 境	(財) ふくい女性財団相談役 富山大学監事 新潟県出雲崎町長 石川県農業短期大学教授 石川県農業短期大学学長 新潟大学農学部生産環境科学科教授
東海農政局	有本 信昭 田中 雅史 長江 正 野崎 悠子	農業経済 農業土木 報 道 環境デザイン	岐阜大学地域科学部教授 三重大学名誉教授 東海テレビ放送(株)編成業務部長 YUPLLOT造形研究室主宰、愛知県立芸術大学名誉教授
近畿農政局	浅野 耕太 小林 圭介 高島 進子 田中 昭彦 三野 徹	農業経済 環 境 社 会 学 一 般 農業土木	京都大学大学院助教授 滋賀県永源寺町教育委員会教育長、滋賀県立大学名誉教授 神戸女学院大学名誉教授 弁護士、元和歌山弁護士会会長 京都大学大学院教授
中国四国農政局	上原 和孝 佐藤 豊信 西川 政善 福さくら 盛一 ま す だ いさお 栞 田 勲	地域経済 農業経済 地方行政 農業土木 マスコミ	(社)中国地方総合研究センター 常務理事 岡山大学農学部教授 前徳島県小松島市長 島根大学名誉教授 中国新聞社 論説副主幹
九州農政局	秋吉 康弘 岡田 允 か い さとし 甲斐 諭 にしはし 久美子 西橋 久美子	農業土木 経 済 農業経済 消 費 者	宮崎大学農学部地域農業システム学科教授 (財)九州経済調査協会常務理事 九州大学大学院農学研究院教授 熊本消費者懇話会会長
沖縄総合事務局	宜保 清一 こうき 徳子 幸喜 しのぶ よし げん 吉 田 茂	農業土木 社 会 学 農業経済	琉球大学農学部教授 沖縄石油ガス(株)代表取締役専務 琉球大学名誉教授

(敬称略 五十音順)

問 い 合 わ せ 先

(農 林 水 産 省)

事 業 名	事業主管課	担 当 者 名
(評価担当)		
【農村振興局所管事業】		
かんがい排水事業 畑地帯総合整備事業 農村地域環境整備事業	水利整備課	松本、廣川（内線4882、4884）
ほ場整備事業 土地改良総合整備事業	農地整備課	坂根、川島（内線4922、4923）
畑地帯開発整備事業	農地整備課	多田、竹迫（内線4915、4916）
農道整備事業 農林漁業用揮発油税財源身替 農道整備事業	農地整備課	赤倉、吉田（内線4933、4934）
農業集落排水事業	農村整備課	南、高木（内線4958、4962）
農村総合整備事業 農村地域再編整備事業	農村整備課	山田、廣岡（内線4952、4954）
中山間総合整備事業	農村整備課	尾関、伊藤（内線4948、4947）
農地防災事業	防 災 課	馬場、小林（内線4978、4979）
農地保全事業	防 災 課	鈴木、竹山（内線4984、4986）
農村環境保全対策事業	防 災 課	鈴木、吉田（内線4984、4985）
海岸保全施設整備事業（農地） 海岸環境整備事業（農地） 公用地造成護岸等整備統合 補助事業（農地）	防 災 課	馬場、原口（内線4978、4982）
【生産局所管事業】		
草地畜産基盤整備事業 畜産環境総合整備事業	畜産振興課	伊藤、小原（内線3931、3932）
(担当窓口) 農村振興局	土地改良企画課	長、村上（内線4725、4709）

T E L : 0 3 - 3 5 0 2 - 8 1 1 1 (代 表)

(地 方 農 政 局 等)

農政局等名	担当窓口
東北農政局	農村計画部 土地改良管理課 022-221-6018 (直通)
関東農政局	農村計画部 土地改良管理課 048-740-0022 (直通)
北陸農政局	農村計画部 土地改良管理課 076-232-4532 (直通)
東海農政局	農村計画部 土地改良管理課 052-223-4621 (直通)
近畿農政局	農村計画部 土地改良管理課 075-414-9019 (直通)
中国四国農政局	農村計画部 土地改良管理課 086-224-9410 (直通)
九州農政局	農村計画部 土地改良管理課 096-353-7447 (直通)
沖縄総合事務局	農林水産部 土地改良課 098-866-0095 (直通)

(参 考) 評価地区一覧表

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
かんがい排水事業	農村振興局	北海道	北海道	きたおか 北岡
	関東農政局	茨城県	茨城県	のべかたかんたく 延方干拓
		群馬県	群馬県	だいせんぼう 大泉坊
		千葉県	千葉県	くりやま 栗山
		山梨県	山梨県	いわま 岩間
		長野県	長野県	いもがわ 芋川
		静岡県	静岡県	あいかわ 相川
	北陸農政局	新潟県	新潟県	いからしがわえんがん 五十嵐川沿岸
		富山県	富山県	にしとへぞう 西藤平蔵
		石川県	石川県	ほとぎり 仏木
		福井県	福井県	うりゅう 瓜生
	東海農政局	岐阜県	岐阜県	かみいそ 上磯
		三重県	三重県	どういん 東員
	近畿農政局	滋賀県	滋賀県	ひっさ 必佐
		和歌山県	和歌山県	つかつき 調月
	中国四国農政局	鳥取県	鳥取県	はっとり 服部
		山口県	山口県	のぎはま 乃木浜
		愛媛県	愛媛県	みなと 湊
		愛媛県	愛媛県	やわたはまきた 八幡浜北
		高知県	高知県	おおそね 大埴
		高知県	高知県	なかのかわ 中の川
		高知県	高知県	なんごくなんぶ 南国南部
	九州農政局	福岡県	福岡県	ちくごとうぶだいいつき 筑後東部第1期
		佐賀県	佐賀県	おおむた 大牟田
		熊本県	熊本県	くんちく 郡築
		大分県	大分県	おおいで 大井手
	沖縄総合事務局	沖縄県	沖縄県	きせんばる 喜瀬武原

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
ほ場整備事業	農村振興局	北海道	北海道	かみかいほつ 上開発
	東北農政局	宮城県	宮城県	ごりんざき 五輪崎
		山形県	山形県	しもかわ 下川
		福島県	福島県	いわさと 磐里
	関東農政局	茨城県	茨城県	ほうおんじ 報恩寺
		栃木県	栃木県	かみかわうちゅうおう 上河内中央
		群馬県	群馬県	すきはら 杉原
		埼玉県	埼玉県	らんざんちゅうぶ 嵐山中部
		千葉県	千葉県	ことだにき 琴田期
		千葉県	千葉県	とうかつほくぶにき 東葛北部期
		千葉県	千葉県	ねこながわじょうりゅう 根木名川上流
		千葉県	千葉県	ひがしいまいずみ 東今泉
		千葉県	千葉県	どうじょう 東条
		長野県	長野県	ときわひがし 常磐東
		静岡県	静岡県	よこちうちだ 横地内田
	北陸農政局	新潟県	新潟県	くびきむらおおえ 頸城村大江
		富山県	富山県	はぶ 土生
		石川県	石川県	てらいなんぶ 寺井南部
		福井県	福井県	わかさとば 若狭鳥羽
	東海農政局	岐阜県	岐阜県	けいなんだいに 恵南第2
		愛知県	愛知県	ちりゅうなんぶ 知立南部
		三重県	三重県	かみのわ 上之輪
	近畿農政局	滋賀県	滋賀県	ごうりひがし 郷里東
		兵庫県	兵庫県	みつきた 御津北
	中国四国農政局	広島県	広島県	あおがみ 青河上
		広島県	広島県	かわにしなんぶ 川西南部
		広島県	広島県	ほんだ 本田

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
ほ場整備事業(続き)	中国四国農政局 (続き)	山口県	山口県	いちぢなんぶ 伊陸南部
		山口県	山口県	うしろがた 後 潟
		山口県	山口県	きよすえ 清 末
		高知県	高知県	かわきた 川 北
		高知県	高知県	さいばた 西 畑
		高知県	高知県	りっせい 立 西
	九州農政局	福岡県	福岡県	きさきだいに 木佐木第2
		佐賀県	佐賀県	かわそえほくぶ 川副北部
		長崎県	長崎県	みかわち 三川内
		熊本県	熊本県	のぐち 野口
		大分県	大分県	かみくにさき 上 国 崎
		宮崎県	宮崎県	みなみまいずみ 南 今 泉
		鹿児島県	鹿児島県	ひしかりほくぶ 菱刈北部
	沖縄総合事務局	沖縄県	沖縄県	くりまにし 来間西
土地改良総合整備事業	農村振興局	北海道	北海道	そうせい 双 誠
	東北農政局	山形県	山形県	かみひらやなぎ 上 平 柳
	関東農政局	茨城県	茨城県	あずまちゅうおう 東 中 央
		新潟県	新潟県	おおいだいら 大 井 平
		富山県	富山県	り た 利 田
		石川県	石川県	うつぎ 打 木
		福井県	福井県	まるおかはっかごう 丸岡八ヶ郷
	中国四国農政局	高知県	高知県	ふくら 福良
	九州農政局	福岡県	福岡県	あさくらなんぶ 朝倉南部
		熊本県	熊本県	おきしんましき 沖新益城
畑地帯総合整備事業	農村振興局	北海道	北海道	かみおか 神 丘
	関東農政局	茨城県	茨城県	いわいほくぶ 岩井北部
		群馬県	群馬県	たしろぼら 田代原
		長野県	長野県	かわはげ 川端下

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
畑地帯総合整備事業 (続き)	中国四国農政局	愛媛県	愛媛県	たじま・かすが 田島・春日
		愛媛県	愛媛県	ふかうら 深 浦
	九州農政局	長崎県	長崎県	おあげ 尾上
		熊本県	熊本県	うてな ^{ほくぶ} 北部
		鹿児島県	鹿児島県	ましよう 真 正
	沖縄総合事務局	沖縄県	沖縄県	みかわ 三川
畑地帯開発整備事業	農村振興局	北海道	北海道	こうわ 光和
	北陸農政局	石川県	石川県	なかしま 中 島
農道整備事業	農村振興局	北海道	北海道	きよくほ 旭 穂
		北海道	北海道	びえい 美瑛
	関東農政局	山梨県	山梨県	あいかわ 相 川
	北陸農政局	新潟県	新潟県	みやびき 宮 久
		富山県	富山県	ひ み 氷 見
		石川県	石川県	のとしまだいに 能登島第2
		福井県	福井県	わかき 若 狭
	東海農政局	岐阜県	岐阜県	いなやま 稲 山
		愛知県	愛知県	まいき 舞 木
	近畿農政局	滋賀県	滋賀県	こうがちゅうぶ 甲賀中部
		兵庫県	兵庫県	つたさわみなみ 蔦 沢 南
		奈良県	奈良県	ごじょうよしの 五 條 吉 野
	中国四国農政局	愛媛県	愛媛県	おおたに 大 谷
	九州農政局	佐賀県	佐賀県	ろくちょう 六 丁
		長崎県	長崎県	ごんげんまえ 権 現 前
		宮崎県	宮崎県	えんかいちゅうぶ 沿 海 中 部
		鹿児島県	鹿児島県	しろま 城 間
	沖縄総合事務局	沖縄県	沖縄県	いずみ 伊豆味

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
農業集落排水事業	農村振興局	北海道	深川市	たどし 多度志
		北海道	士別市	たよる 多寄
		北海道	新十津川町	やまと 大和
	関東農政局	山梨県	北杜市 (旧須玉町)	にしおひ 西小尾
		山梨県	市川大門町	とうだ 藤田
	北陸農政局	新潟県	上越市	きたすわ 北諏訪
		富山県	富山市	じょうじょうほくぶ 上条北部
		石川県	志賀町	ほとぎり 仏木
		福井県	上志比村	かみしひちゅうおう 上志比中央
	東海農政局	岐阜県	川辺町	かしお 鹿塩
		愛知県	田原市 (旧田原町)	かんべ 神戸
		三重県	四日市市	どうがやま 堂ヶ山
	近畿農政局	滋賀県	甲賀市 (旧水口町)	いまごう 今郷
		京都府	八木町	みさと 美里
		大阪府	能勢町	すぎはら 杉原
		兵庫県	兵庫県	せきのみやせいぶ 関宮西部
		奈良県	天理市	ながたき 長滝
		和歌山県	みなべ町 (旧南部町)	にしいわしろ 西岩代
	中国四国農政局	鳥取県	智頭町	おくやまがた 奥山形
		鳥取県	鳥取市	にしえんつうじ 西円通寺
		鳥取県	鳥取市 (旧青谷町)	ひおき 日置
		島根県	邑南町 (旧瑞穂町)	たかみ 高見
		島根県	松江市	ながえ 長江
		広島県	庄原市	かわて 川手
		広島県	大竹市	くりたに 栗谷

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
農業集落排水事業 (続き)	中国四国農政局 (続き)	広島県	安芸高田市 (旧高宮町)	はらだ 原田
		山口県	山陽町	ふくだ 福田
		山口県	上関町	へっ 戸津
		山口県	秋芳町	べっふ 別府
	九州農政局	福岡県	遠賀町	おぐら・わかばだい 尾倉・若葉台
		佐賀県	西有田町	まき 牧
		長崎県	西海町	おおたわ 太田和
		熊本県	熊本県・倉岳町	たなそこ 棚底
		宮崎県	清武町	ふなひき 船引
		鹿児島県	有明町	とりやま 通山
	農村振興局	北海道	北村	きた 北
	北陸農政局	新潟県	柿崎町	かきざき 柿崎
		富山県	大島町	おおしま 大島
		石川県	松任市	きたじま 北島
		福井県	福井県	みやさきせいぶ 宮崎西部
	東海農政局	岐阜県	土岐市	おおくさ 大草
		愛知県	吉良町	きら 吉良
		三重県	白山町	はくさん 白山
	近畿農政局	滋賀県	竜王町	りゅうおう 竜王
		大阪府	能勢町	のせ 能勢
		兵庫県	加西市	かしも 賀下
		和歌山県	野上町	のかみ 野上
	中国四国農政局	高知県	梼原町	ゆずはら 梼原
	九州農政局	佐賀県	佐賀県	しらいし 白石
		長崎県	北有馬町	ろぎ 路木
		大分県	三光村	みまくき 深秣
		宮崎県	山田町	だいにきたやまた 第2北山田
		鹿児島県	鹿児島県	みやのじょう 宮之城

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
農村地域再編整備事業	北陸農政局	石川県	石川県	よしかわ 良川
	近畿農政局	兵庫県	社町	やしろ 社
	九州農政局	熊本県	熊本県	てらさこ 寺迫
農村地域環境整備事業	農村振興局	北海道	北海道	まっかり 真狩
	東北農政局	山形県	山形県	やつめがわ 八ツ面川
	北陸農政局	富山県	富山県	あらや 新屋
	東海農政局	岐阜県	岐阜県	いじら 伊自良
		三重県	三重県	こうちにき 河内2期
		愛知県	愛知県	めいじようすいにき 明治用水2期
	中国四国農政局	広島県	熊野町	しいかわ 椎川
	九州農政局	福岡県	福岡県	おおぜき 大堰
		宮崎県	宮崎県	いでのやま 出ノ山
		鹿児島県	鹿児島県	じゅっそ 十首
中山間総合整備事業	農村振興局	北海道	北海道	おびらしべ
	東北農政局	山形県	山形県	いいでなかつがわ いいで中津川
	関東農政局	群馬県	群馬県	よだて 世立
		長野県	長野県	いいやまほくぶ 飯山北部
	北陸農政局	新潟県	新潟県	はもち 羽茂
		石川県	富来町	いまだ 今田
	東海農政局	岐阜県	岐阜県	しらかわごう 白川郷
	近畿農政局	和歌山県	清水市	あで 安諦
	中国四国農政局	徳島県	徳島県	そえ 曾江
		愛媛県	三崎町	さたまさき 佐多岬
	九州農政局	佐賀県	佐賀県	ななやま 七山
		長崎県	瑞穂町	なつみね 夏峰
		熊本県	熊本県	はくりゅう 迫電
		大分県	大分県	あまがせ 天瀬

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
中山間総合整備事業 (続き)	九州農政局 (続き)	宮崎県	宮崎県	やまさんが 山三ヶ
		鹿児島県	鹿児島県	まきのほら 牧之原
農林漁業用揮発油税 財源身替農道整備事業	農村振興局	北海道	北海道	たかだい 高台
	関東農政局	茨城県	茨城県	しもいしき 下石崎
		長野県	長野県	ふじみみなみにき 富士見南2期
		静岡県	静岡県	やまもとにき 山本2期
	北陸農政局	新潟県	新潟県	つありなんぶだいに 津有南部第2
		富山県	富山県	くろだ 黒田
		石川県	石川県	かほくほくぶ 河北北部
	東海農政局	三重県	三重県	あかば 赤羽
	近畿農政局	奈良県	奈良県	はいばらひがし 榛原東
	中国四国農政局	島根県	島根県	なかつよう 中丁
		山口県	山口県	さやま 佐山
	九州農政局	福岡県	福岡県	えのうちにし 江浦西
農地防災事業	農村振興局	北海道	北海道	たるまっぶ 樽真布
	東北農政局	山形県	山形県	いちのさわ 一の沢
		山形県	山形県	うどさか 転坂
	関東農政局	群馬県	群馬県	みなみしも 南下
		千葉県	千葉県	みなよし 皆吉
		千葉県	千葉県	かんざわ 金沢
		千葉県	千葉県	あこ 我湖
		千葉県	千葉県	つちう 土宇
		千葉県	千葉県	いちのみや 一宮
		長野県	長野県	いずみいけ 泉池
		新潟県	新潟県	なべたて 鍋立
	北陸農政局	富山県	土地改良区	やまだしんにき 山田新二期
		石川県	石川県	なただいに 那谷第2
		福井県	福井県	はった 八田

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
農地防災事業(続き)	東海農政局	岐阜県	岐阜県	もりした 森下
		岐阜県	岐阜県	しずさと 静里
		愛知県	愛知県	はんだちゅうぶ 半田中部
		三重県	三重県	はたしんでんだめ 畑新田溜
		三重県	三重県	あんどう 安東
	近畿農政局	滋賀県	滋賀県	やたか・おおしみず 弥高・大清水
		京都府	長岡京市	はちじょうがいけ 八条ヶ池
		大阪府	大阪府	やくおじいけ 薬尾寺池
		兵庫県	兵庫県	おおなりいけ 大成池
		奈良県	五條市	じょうがたにいけ 浄ヶ谷池
	中国四国農政局	和歌山県	和歌山県	ごたんいけ 五反池
		広島県	広島県	おおひら 大平
	九州農政局	広島県	広島県	ふるいけ 古池
		福岡県	福岡県	しもきい 下城井
		福岡県	福岡県	いぼり 井堀
		福岡県	福岡県	いとう 位登
		福岡県	福岡県	いわごうち 岩河内
		福岡県	福岡県	ししほり 獅子堀
		佐賀県	佐賀県	いしだしも 石田下
		長崎県	長崎県	みやのこば 宮野木場
		大分県	大分県	くなわ 来縄
		宮崎県	宮崎県	かわはらだうえ 河原田上
		鹿児島県	鹿児島県	うらた 浦田
	沖縄総合事務局	沖縄県	沖縄県	ともよせ 友寄
		沖縄県	沖縄県	ともよせ 友寄
農地保全事業	農村振興局	北海道	北海道	やまべほくせい 山部北星
	関東農政局	長野県	長野県	とらいわ 虎岩(2)
		静岡県	静岡県	あわくら 粟倉
	北陸農政局	新潟県	新潟県	ひぐち 日口

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
農地保全事業(続き)	北陸農政局 (続き)	富山県	富山県	ごたに 五谷
		石川県	石川県	ひがしやまなんぶ 東山南部
		福井県	福井県	なかやまだいに 中山第2
	近畿農政局	滋賀県	滋賀県	おごと 雄琴
		京都府	京都府	たわらの 俵野
		和歌山県	和歌山県	こまつばら 小松原
	中国四国農政局	広島県	広島県	むこうだいに 向田第2
		愛媛県	愛媛県	しものなか 下野中
		愛媛県	愛媛県	つばい 坪井
		愛媛県	愛媛県	にしくみ 西組
		愛媛県	愛媛県	みね 峰
	九州農政局	福岡県	福岡県	おおうち 大浦
		佐賀県	佐賀県	じんろく 神六
		熊本県	熊本県	ちしきばる 知敷原
		宮崎県	宮崎県	はえ 八重
		鹿児島県	鹿児島県	いいの 飯野
農村環境保全対策事業	北陸農政局	新潟県	新潟県	にいがたなんぶ 新潟南部
		石川県	石川県	こせい 湖西
	東海農政局	愛知県	愛知県	へいわ 平和
	近畿農政局	京都府	京都府	おぐらいけ 巨棕池
		大阪府	土地改良区	さいめすいる 西面水路
		兵庫県	神崎町	あわがなんぶ 粟賀南部
	中国四国農政局	徳島県	徳島県	おおつとうぶ 大津東部
		徳島県	徳島県	かわうち 川内
		徳島県	徳島県	みのぼやし 見能林

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
海岸保全施設整備事業（農地）	農村振興局	北海道	北海道	だて 伊達
	北陸農政局	福井県	福井県	がもうだいよん 蒲生第4
	中国四国農政局	広島県	広島県	おおほん 大番
		広島県	広島県	これなが 是長
	九州農政局	長崎県	長崎県	しろさき 城崎
		鹿児島県	鹿児島県	かしたに 榎谷
海岸環境整備事業（農地）	中国四国農政局	愛媛県	愛媛県	つばじま 津波島
公有地造成護岸等整備統合補助事業（農地）	中国四国農政局	広島県	広島県	いるかひがし 入鹿東
草地畜産基盤整備事業	東北農政局	山形県	農業公社	しんじょう 新庄
	関東農政局	群馬県	農業公社	とねぬまた 利根沼田
	中国四国農政局	島根県	農業公社	しまねちゅうぶ 島根中部
		島根県	農業公社	しまねとうぶ 島根東部
		岡山県	農業公社	ひせい 美星
		広島県	農業公社	やまがた 山県
		山口県	生産法人	かの 鹿野
	九州農政局	鹿児島県	振興公社	そおちゅうぶ 曾於中部
畜産環境総合整備事業	関東農政局	神奈川県	愛川町	あいかわほくせいぶ 愛川北西部
	東海農政局	三重県	三重県	いちし 一志
	中国四国農政局	鳥取県	鳥取県	だいせん 大山
	九州農政局	大分県	開発公社	おおいたちゅうおう 大分中央